

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 1 号
件 名	市役所駐車場を利用する際、訪問先の丸い確認印を廃止するよう求めることについて
要 旨	<p>市役所本館附属駐車場及び分館附属駐車場を利用した場合の駐車料金は、1時間無料です。駐車券に訪問先の確認印を押してもらいます。次に、利用者が1階の案内所に置かれているエンコーダ機（割引処理の機械）に駐車券を差し込み、無料処理された駐車券を受け取ります。その駐車券を、出口ゲートの差し込み口に入れるとゲートが開きます。訪問先で丸い確認印を押してもらいますが、この確認印を案内所の警備員に見せる必要もありません。エンコーダ機の配置場所、向きともに、利用者が自分で処理することになっており、案内表示もそのようになっています。また、確認印がない駐車券をエンコーダ機に入れても、結果は同じとのことです。そうであれば、わざわざ訪問先で駐車券を提出し、職員が押印する必要がありません。利用者、職員ともに、必要のない手間を省けます。警備員が押印されているか確認する必要がないのであれば、なぜ確認印の手続が必要なのでしょう。警備員が確認する必要があるのであれば、そのようにすべきです。</p> <p>以上のことから、市役所駐車場を利用する際に、必要のない丸い確認印は廃止することを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年12月4日 総務常任委員会
受 理	令和5年11月9日 第505号